

# 警察署の機能強化計画

～ 力強い福岡県警察を確立するために ～

平成21年6月

福岡県警察

# 目 次

第1部	第一線警察の機能強化を講じるに至った背景	1
1	社会情勢などの変化	1
2	これまで講じてきた県警察の主な施策	2
3	警察署の機能強化計画の策定経過	5
第2部	警察署の機能強化計画	7
1	警察署の機能強化の必要性	7
2	警察署の機能強化方策	8
3	再編整備の実施時期	20
資料1		21
資料2		25

## ◇第1部 第一線警察の機能強化を講じるに至った背景

### ■ 1 社会情勢などの変化

#### (1) 社会環境の変化

近年、モータリゼーションや道路交通網・情報通信網などが飛躍的に発達・普及したことや郊外型の大型商業施設の増加などに伴い、県民の日常生活圏は拡大しています。

また、福岡都市圏への人口の一極集中化や住民の意識の多様化に伴う地域の連帯意識の希薄化などにより、防犯機能の低下が認められます。

#### (2) 治安情勢の変化

##### ア 犯罪の都市部への集中化

都市部への人口増加などにより、犯罪の発生も都市部（特に福岡市及び周辺地域）に集中する傾向が顕著です。

##### イ 犯罪の広域化

犯罪が都市部に集中する一方で、モータリゼーションや道路交通網の発達などに伴い、高速道路や幹線道路などを利用した、複数県にまたがる連続窃盗事件や村落部における重要凶悪犯罪の発生など、犯罪の広域化も顕著です。

##### ウ 犯罪の24時間化

24時間営業店舗及び深夜営業店舗の増加などにより、県民などの活動時間帯が変化してきたことに伴い、夜間における警察事象が増加しています。

##### エ 暴力団や来日外国人犯罪組織の暗躍、重要凶悪犯罪の多発、新たな犯罪の出現など

工藤會、道仁会及び九州誠道会をはじめとする暴力団組織が、企業などを狙った銃器発砲や対立抗争事件などの凶悪事件を多数敢行するなど、本県の暴力団情勢は極めて厳しい状況にあります。

また、来日外国人犯罪組織と暴力団などが結託して薬物や銃器の密輸・密売を敢行するなど、その暗躍が危惧されています。

加えて、重要凶悪犯罪や銃器発砲事件などの発生は依然として高水準で推移しており、犯罪態様にあっても、広域

・スピード化、悪質・巧妙化しています。

その他、サイバー犯罪や振り込め詐欺などの県民に身近で悪質な新たな犯罪の出現、低年齢・悪質化する少年犯罪など時代の変化と共に犯罪情勢も刻々と変化を遂げています。

### (3) 市町村合併の進展

平成11年3月時点では、県下97市町村（24市65町8村）であったものが、市町村合併の進展により、平成21年6月現在では、66市町村（28市34町4村）となっています。

これに伴い行政区域と警察署の管轄区域にかい離が多数生じています。

### (4) 警察職員の定員情勢

平成12年に、警察刷新会議から「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出され、これを受け、本県においては、平成14年から平成19年までの6年間で1,225人の警察官の増員措置がなされました。

しかし、今後当面は、警察官の大幅な増員が見込めないこと及び福岡県集中改革プランを受け、一般職員の削減を実施していることから、厳しい定員情勢となることが見込まれます。

### (5) 警察署間の業務負担格差の増大

平成20年中の警察署間の業務負担格差をみると、管内人口は最大の筑紫野警察署が最少の添田警察署の約23.8倍、刑法犯認知件数は最大の筑紫野警察署が最少の黒木警察署の61.3倍、人身交通事故発生件数は最大の筑紫野警察署が最少の黒木警察署の50.2倍、110番受理件数は最大の博多警察署が最少の黒木警察署の102.2倍であり、その格差は非常に大きいものとなっています。

---

## ■ 2 これまで講じてきた県警察の主な施策

---

県警察では、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の約17万件に達するなど危機的な治安情勢となって以降、治安の再生を図るため、下記の施策を講じてきました。

### (1) 人的基盤の強化

前述のとおり、平成14年から平成19年までの間、1,225人の警察官が増員されたほか、退職した警察職員の中から、在職中の経験・知識に照らし、適任者を交番相談員（※1）や警察安全相談員（※2）、スクールサポーター（※3）などとして活用しています。

※1 交番相談員…交番において、地理案内や事件事故の通報など、警察権力を伴わない業務を行い、交番勤務員の業務支援及び勤務員不在時の地域住民との橋渡し役となり、地域の各種問題に対し、警察OBの貴重な経験を生かしたコミュニティー・アドバイザーとしての活動を行います。

※2 警察安全相談員…警察本部または警察署において、ストーカー、配偶者からの暴力、子どもに対する声掛け事案など、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談や市民の安全や平穏に係わる相談に応じています。

※3 スクールサポーター…中学校・高等学校に直接赴いて、学校が抱えている非行問題などの解消や安全対策の支援など、学校と警察のパイプ役となって児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。

## (2) 組織体制の整備

### ア 交番・駐在所の再編整備

平成15年に、隣接する交番などを統合して大型化し、夜間・休日体制の強化とパトロール活動の強化を図るとともに、統合に合わせてパトカーを各交番に配備し、機動力の強化などを行いました。

### イ 警察署の分割・統合

#### (ア) 西警察署の分割

平成18年4月3日、業務過重となっており、早良区、城南区及び西区を管轄していた（旧）西警察署を分割し、早良区及び城南区を管轄する早良警察署と西区を管轄する西警察署に分割しました。

#### (イ) 北九州水上警察署と門司警察署などの統合

平成20年4月1日、北九州沿岸海域における、より効率的な治安対策を推進するため、北九州水上警察署と門司警察署などを統合しました。

## (3) 業務の合理化

平成18年6月1日から、良好な駐車秩序の確立と警察業務の合理化を図るため、放置駐車違反取締りについて、放置された違法駐車車両があるという事実の確認とその確認をした旨の標章の取付けに関する事務を民間に委託する駐車監視員制度を導入しました。

#### (4) 治安対策

##### ア 街頭犯罪等抑止総合対策の推進

県民が身近に不安を感じる街頭犯罪などを重点対象罪種として指定し、これらを重点的に抑止するため、大量の制服警察官を街頭活動に投入し、パトロール活動の強化や徹底した職務質問を行うとともに、自治体や地域住民などと連携して、犯罪抑止活動を行っています。

##### イ 安全・安心「ふくおか」実現プログラムの推進

平成18年から平成20年までの3年間、治安対策に取り組むための行動計画として、街頭犯罪など身近な犯罪の抑止、暴力団など犯罪組織の壊滅など7つの治安課題に対処するための目標を設定の上、目標達成に向け組織を挙げて取り組み、一定の成果をあげたところです。

#### (5) 現場執行力の強化

近年の急激な世代交代及び今後の警察職員の増員が見込めない現状を踏まえ、警察職員一人ひとりの質的向上を図り現場執行力を強化する必要があることから、「若年警察官の早期育成」「実力ある捜査官育成制度の確立」など、具体的な施策を策定の上、推進中です。

#### (6) 地域住民などとの連携

平成20年4月に「福岡県安全・安心まちづくり条例」が施行されたところであり、警察活動を一層有効なものとするためには、地域住民、自治体、ボランティア団体などとの緊密な連携が不可欠であることから、合同パトロールをはじめ、地域住民などの実施する各種活動に対する支援及び協働活動を積極的に行っています。

また、「ふっけい安心メール（※）」などにより、各種事件・事故や不審者情報などの地域安全情報を積極的に提供し、地域住民の防犯などに対する意識の向上や青色回転灯を装備した車両によるパトロールなどボランティア団体の活動への参画意識の醸成などを図っています。

※ ふっけい安心メール…警察本部または警察署から不審者情報など地域の安全に関する情報を「パソコン」または「携帯電話」に配信するシステムです。

### ■ 3 警察署の機能強化計画の策定経過

#### (1) 第一線警察機能強化委員会における検討

県警察では、現在の県警察を取り巻く非常に厳しい情勢に的確に対応するため、前述のとおり各種施策を強力に推進しているところです。

しかしながら、続発する暴力団犯罪や重要凶悪事件、刻々と変化を遂げる犯罪情勢など、県警察が対処しなければならない問題は多く、治安情勢は依然として厳しい状況にあります。

さらに、20年、30年先の将来を見据え、県民が安全・安心を実感できる地域社会を実現するためには、限られた警察力を効率的に活用し、より一層の強化を図る必要があります。

現状及び将来の県警察のあるべき姿を検討するに当たっては、社会情勢の変化、地域社会の形態の変化、警察活動の実態などを踏まえた検討が必要であり、検討段階から、県民の視点に立ち、県民の意見を取り入れながら、第一線警察の機能強化について検討することとしました。

そこで、平成20年6月、県内有識者9名からなる、警察本部長の諮問機関「第一線警察機能強化委員会」を設置の上、7回にわたる委員会の開催及び警察署の視察などを行い、県警察が抱える課題や問題点などを把握の上、第一線警察の機能強化について審議を重ねていただきました。

その結果として、同委員会から、平成20年12月に「中間答申」を、平成21年2月に「最終答申」をそれぞれ受領しました。

県警察においては、この最終答申の内容を十分に尊重するとともに、再度、現場の実態を踏まえた上で個別具体的に検討を重ね、平成21年3月に「警察署の機能強化計画案」を策定の上、公表しました。

## (2) 成案化に向けた県民からの意見募集等

警察署の機能強化計画案を公表した後、約1ヶ月間、同計画案に対する県民からの意見を募集したところ、

○ 警察署の分割を早期に実現してほしい  
旨の意見を頂きました。

また、警察署の再編対象地域を中心に、各種会合などの機会を通じて、同計画案に関する説明を行ったところ、

○ 警察署が統合されると警察との関係が希薄になりそうで不安である

○ 警察署の統合後は、住民サービスが低下しないように考慮してほしい

○ 警察署の統合後は、制服警察官のパトロールを増やしてほしい

などの意見を頂きました。

県警察においては、これらの意見を十分に踏まえるとともに、警察署の再編整備の趣旨及び効果、または第一線現場の実情などを考慮した上で、この「警察署の機能強化計画」を策定しました。

■ 1 警察署の機能強化の必要性

県内の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時と比較すると減少傾向を示していますが、治安が良かったとされる昭和期と比較すると、いまだ高水準で推移していることに加え、平成18年から継続中の暴力団による対立抗争が依然として終息していない状況にあるとともに、殺人・強盗などの重要凶悪事件が多発しています。

その他、指定暴力団は5団体で全国最多、平成20年までの統計で見ると銃器発砲事件の発生件数については5年連続で全国最多、シンナー乱用少年検挙補導人員は9年連続で全国ワースト1位、非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人あたりに刑法犯少年が占める割合）も6年連続で全国ワースト1位であるなど、依然として県民の平穏な生活を脅かす大きな課題が山積し、県民の体感治安は、いまだ好転したとは言い難い状況にあります。

また、県民に身近で大きな脅威となっている振り込め詐欺やインターネットの普及によるサイバー犯罪などの新たな手口の犯罪に対しても、的確に対応していかなければなりません。

さらに、近年の市町村合併の進展に伴い、警察署の管轄区域と自治体の行政区域にかい離が生じている地域が多数認められるところであり、治安対策上、警察と自治体などとの一層の連携が求められている今日においては、その連携面における支障を早期に解消する必要があります。

このように、刻々と移り変わる社会情勢・治安情勢を考慮すると、現状はもとより、20年、30年先の将来を見据え、時代の変化に的確に対応しうる精強な県警察を構築する必要があることから、地域の安全・安心の拠り所として、県民に最も身近で第一線における治安維持を全面的に担っている警察署を中心に、その機能をより一層充実・強化する必要があります。

## ■ 2 警察署の機能強化方策

県下の警察署の実態を検証したところ、

- 近年の市町村合併の進展に伴い、警察署の管轄区域と行政区域にかい離が生じており、県警察と自治体、地域住民などとの連携の面において支障が生じてきている
- 警察署には、様々な警察事象に対応することが求められているが、本来求められる機能を十分に備えているとは言い難い警察署が存在する
- 夜間・休日の体制が脆弱であり、かつ、運営が非効率となっている小規模な警察署が存在する
- 犯罪の都市圏への集中などにより、警察署間の業務負担格差が増大し、各地域における治安対策への取り組みに格差が生じている

などの問題が明らかになりました。

よって、これらを抜本的に解決するためには、現状の警察署の配置・運用の見直しによる警察署の再編整備を実施し、組織基盤の強化を図る必要があるとの結論に達し、その方策として、

- ① 警察署の管轄区域の見直し
- ② 小規模警察署の統合
- ③ 業務過重警察署の分割

の3つの柱を中心に警察署の機能強化を図ることとしました。

### (1) 警察署の管轄区域の見直し及び小規模警察署の統合

#### ア 警察署の管轄区域の見直し

近年の治安情勢などのかんがみると、地域住民による自主防犯活動の活性化や自治体などと協働した防犯環境の整備などを図ることにより、官民一体となった犯罪や交通事故の抑止活動を展開することが必要不可欠です。

したがって、警察署の管轄区域については、警察と自治体、関係機関・団体、地域住民などとの協働による地域防犯活動、交通安全対策などをより効果的・効率的に推進するため、行政区域を基礎とした一体性のある地域を一警察署が管轄することを原則とします。

したがって、一行政区を複数の警察署が管轄している地域については、原則として、管轄区域と行政区域を整合させることとします。

平成21年6月現在、市町村合併に伴い管轄区域と行政区域にかい離を生じている地域は下表のとおりです。

自治体	管轄警察署	合併期日
久留米市	久留米署、小郡署、うきは署、城島署	平成17年2月
嘉麻市	上嘉穂署、飯塚署	平成18年3月
八女市	八女署、黒木署	平成18年10月
みやま市	瀬高署、大牟田署	平成19年1月

#### イ 小規模警察署の統合

下記の小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消し、夜間・休日体制の強化、事務の合理化及び第一線の現場警察官の増強などを図るために、小規模警察署については、隣接警察署と統合します。

##### (ア) 小規模警察署の位置づけ

後述する「脆弱性や非効率性」が認められる署員数が80人未満の警察署を「小規模警察署」と位置づけます。

なお、福岡空港警察署及び博多臨港警察署については、他の警察署と性格を異にすることから、対象から除外しています。

##### (イ) 小規模警察署の脆弱性及び非効率性

###### a 脆弱性

###### ○ 夜間・休日体制などの初動捜査体制の脆弱性

小規模警察署の夜間・休日体制をみると、その管轄区域で組織犯罪、重要凶悪事件、あるいは同時期に複数の事件が発生した場合など、迅速的確な初動捜査体制を構築することが非常に困難であるなど、体制として極めて脆弱な状況にあります。

###### ○ 積極的な施策を講じることの困難性

小規模警察署においては、日々発生する事件・事故の処理に追われ、警察署独自の施策といった攻めの活動（例：継続的な飲酒運転取締り活動、放火や

強盗などが連続発生した場合などの大きな体制を必要とする張り込みなどの捜査活動や警戒活動）を行うことが極めて困難な状況にあります。

○ **各種業務の専門性発揮の困難性**

小規模警察署であっても、その業務の種別は規模の大きな警察署と同様であり、これらを少人数で処理しなければならず、各種業務の専門性を発揮することが困難な状況にあります。

○ **転用勤務の弊害**

被疑者の勾留が少ない小規模警察署は、恒常的に留置管理要員を確保しておくことが困難であることから、被疑者を逮捕した際には、あらかじめ指定された勤務員により、留置管理体制を編成する必要性が生じます。

この場合、一時的に他係員を留置管理要員として勤務に当たらせる、いわゆる転用勤務を行うこととなり、第一線現場で活動する警察官が減少するという悪循環を招いています。

○ **職員の精神的・肉体的負担**

小規模警察署の警察職員は、夜間・休日にあっても常に招集に対応できる態勢を余儀なくされるなど、精神的・肉体的に過酷な勤務環境に置かれています。

b **非効率性**

○ **警察力の分散**

モータリゼーション、交通機関、道路交通網の発達・整備により、従来に比べ、移動時間が短縮された地域に警察署が点在し、警察力を分散させた形になっており、非効率な運用となっています。

○ **定員管理面・財政面での非効率性**

警察署として存在する限り、規模の大小にかかわらず、署長・副署長などの管理職員や総務課・会計課などの管理部門の職員を要するほか、基礎的な施設・装備資機材も規模の大小にかかわらず必要であるなど、定員管理面、財政面ともに非効率な運用となっています。

【署員全体に占める管理部門職員の比率】  
大規模警察署は約 12 パーセント  
小規模警察署は約 22 パーセント

以上のような、小規模警察署が抱える脆弱性及び非効率性を早急に解消する必要があります。

**(ウ) 統合対象警察署の選定要素**

統合対象警察署を選定するに当たっては、脆弱性・非効率性が認められる署員数 80 人未満の警察署であり、かつ、下記要素を複数以上充足する警察署を対象警察署とします。

- 主要警察事象が極めて少ないこと
- 管内人口が 5 万人程度以下で、将来にわたって人口の大幅な増加が認められないこと
- 警察署の管轄区域と行政区域にかい離が生じていること
- 統合可能な隣接警察署が存在すること

**(エ) 対象警察署**

上記の要素を持った警察署は、

- ① 城島警察署    ② 添田警察署    ③ 黒木警察署
- ④ 瀬高警察署    ⑤ 宮若警察署    ⑥ 大川警察署
- ⑦ 筑後警察署    ⑧ うきは警察署    ⑨ 上嘉穂警察署

となりますが、これらの警察署は管轄区域の見直し対象警察署（前記(1)のア）と併せて再編を行う必要があります、具体的な計画は以下のとおりです。

**ウ 具体的な管轄区域の見直し及び統合計画**

**(ア) 黒木警察署**

黒木警察署（署員数 39 人）と八女警察署（署員数 86 人）を統合します。

（※ 署員数は平成 21 年 6 月現在の数。以下同じ。）

**【統合理由】**

平成 22 年 2 月に黒木警察署の管轄の全自治体並びに八女警察署の管轄のうち八女市及び立花町が合併し、八女市となる予定です。したがって、管轄区域と行政区域の整合による自治体などとの連携強化の観点も含め、黒木警察署と八女警察署を統合します。

両署を統合することによって、署員数を約120～130人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

**a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の八女警察署庁舎を使用し、名称を「八女警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の黒木警察署の管轄区域（旧上陽町（現八女市）、黒木町、矢部村及び星野村）及び現行の八女警察署の管轄区域（八女市（旧上陽町を除く。）、立花町及び広川町）

**(i) 瀬高警察署**

瀬高警察署（署員数45人）と柳川警察署（署員数91人）を統合します。統合した警察署の管轄に、大牟田警察署の管轄のうち旧高田町（現みやま市）を移管します。

**【統合理由】**

小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消するため、住民の生活圏及び警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮し、両署を統合します。

また、管轄区域と行政区域の整合による自治体などとの連携強化の観点から、大牟田警察署の管轄のうち旧高田町（現みやま市）を、統合した警察署の管轄に移管します。

両署を統合することによって、署員数を約140～150人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

**a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の柳川警察署庁舎を使用し、名称を「柳川警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の瀬高警察署の管轄区域（旧瀬高町（現みやま市）及び旧山川町（現みやま市））、現行の柳川警察署の管轄区域（柳川市）及び現行の大牟田警察署の管轄のうち旧高田町（現みやま市）

**(ウ) 大川警察署・筑後警察署**

大川警察署（署員数60人）と筑後警察署（署員数62人）を統合します。

**【統合理由】**

小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消する必要性から、住民の生活圏及び警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮し、両署を統合します。

両署を統合することによって、署員数を約120～130人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

**a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の筑後警察署庁舎を使用し、名称を「筑後警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の大川警察署の管轄区域（大川市及び大木町）及び現行の筑後警察署の管轄区域（筑後市）

**(エ) 久留米市に関係する警察署（城島・小郡・久留米・うきは警察署）**

**○ 城島警察署**

城島警察署（署員数39人）と久留米警察署（署員数359人）を統合します。

**【統合理由】**

平成17年2月に城島警察署の管轄の旧城島町（現久留米市）及び旧三潴町（現久留米市）が久留米市と合併したことに伴い、管轄区域と行政区域の整合による自治体などとの連携強化の観点も含め、城島警察署と久留米警察署を統合します。

両署を統合することによって、署員数を約400～410人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

**a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の久留米警察署庁舎を使用し、名称を「久留米警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

後述する久留米警察署の項を参照

**○ 小郡警察署**

小郡警察署の管轄のうち旧北野町（現久留米市）を久留米警察署の管轄に移管します。

**【管轄区域の見直し理由】**

平成17年2月に久留米市と合併した旧北野町（現久留米市）については、管轄区域と行政区域の整合による警察と地域住民及び自治体などとの連携強化の観点から、久留米警察署の管轄に移管します。したがって、移管後の小郡警察署の管轄は、小郡市及び大刀洗町となります。

**○ 久留米警察署**

前述のとおり、城島警察署が管轄する旧城島町（現久留米市）及び旧三潴町（現久留米市）並びに小郡警察署の管轄のうち旧北野町（現久留米市）を久留米警察署の管轄に移管します。

なお、旧田主丸町（現久留米市）については、下記の理由により、うきは警察署の管轄とします。

**○ うきは警察署**

住民の生活圏、広域行政圏、交通事情など諸般の事情を考慮の上、統合に適する警察署を検討した場合、久留米警察署が候補として挙げられます。

しかし、前項の久留米警察署の管轄に更にくきは警察署を統合し、うきは警察署の管轄である旧田主丸町

（現久留米市）及びうきは市を久留米警察署の管轄とした場合、東西に極端に広範（横長）な管轄区域となるとともに、今後の事件・事故の発生状況等によっては、業務加重警察署として検討を加えなければならない可能性もあります。

また、平成20年4月には、久留米市が中核市に移行したことから、今後の発展可能性なども踏まえ、久留米警察署及びうきは警察署の管轄区域を見直し、二署で管轄することなども視野に入れて、うきは警察署の統合を検討していきます。

したがって、うきは警察署については、当面、本部執行隊による支援や周辺警察署との連携強化などにより対処していきます。

#### **(オ) 添田警察署**

添田警察署（署員数39人）と田川警察署（署員数202人）を統合します。

##### **【統合理由】**

小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消する必要性から、住民の生活圏及び警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮し、両署を統合します。

両署を統合することによって、署員数を約230～240人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

##### **a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の田川警察署庁舎を使用し、名称を「田川警察署」とします。

##### **b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の添田警察署の管轄区域（添田町及び大任町）及び現行の田川警察署の管轄区域（田川市、香春町、糸田町、川崎町、赤村及び福智町）

#### **(カ) 宮若警察署**

宮若警察署（署員数48人）と直方警察署（署員数

129人)を統合します。

**【統合理由】**

小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消するため、住民の生活圏及び警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮し、両署を統合します。

両署を統合することによって、署員数を約170～180人とし、小規模警察署の脆弱性及び非効率性を解消します。その結果、警察署の治安維持体制及び機能が強化され、統合後の管轄区域全域における治安の向上が図られます。

**a 統合後の警察署庁舎及び警察署名**

現行の直方警察署庁舎を使用し、名称を「直方警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の宮若警察署の管轄区域（宮若市）及び現行の直方警察署の管轄区域（直方市、小竹町及び鞍手町）

**(中) 上嘉穂警察署**

飯塚警察署の管轄のうち旧稲築町（現嘉麻市）を上嘉穂警察署（署員数69人）の管轄に移管します。

**【管轄区域の見直し理由】**

平成18年3月に上嘉穂警察署の管轄の全自治体（旧山田市、旧碓井町及び旧嘉穂町（いずれも現嘉麻市））及び飯塚警察署の管轄のうち旧稲築町（現嘉麻市）が合併し、嘉麻市となったことから、旧稲築町（現嘉麻市）を飯塚警察署の管轄から上嘉穂警察署の管轄に移管することで、管轄区域と行政区域の整合により自治体などとの連携強化が図られます。

また、管轄区域の移管により、署員数を約80～90人とし、警察署の治安維持体制及び機能が強化されます。

**a 管轄区域の見直し後の警察署名**

「嘉麻警察署」とします。

**b 管轄区域（資料1・2参照）**

現行の上嘉穂警察署の管轄区域（旧山田市、旧碓井町及び旧嘉穂町（いずれも現嘉麻市））及び現行の飯塚警察署の管轄のうち旧稲築町（現嘉麻市）

## エ 小規模警察署を統合した地域の更なる治安向上方策

小規模警察署を統合した場合、統合した警察署管内が広域化することは避けられないものの、警察署の規模を拡大することにより、前述の脆弱性及び非効率性が解消されるとともに、業務能率の向上による警察職員の士気の高揚が図られ、県警察の総合力が発揮されるなど、警察署管内の治安は大いに向上することになります。

また、捻出された管理部門の警察官をパトカー乗務員などの第一線現場へ配置転換するなどの方法によって、現場の治安維持力及び機動力が強化され、広範囲な管轄区域を十分にカバーできるものと考えています。

一方、警察署の統合に伴う地域住民の不安感の発生や警察署が地域のシンボリック的存在であること、あるいは地域住民の警察署に対する愛着があることなどは、決して軽視してはならないものと考えています。

警察の各種活動の遂行においては、地域住民の理解と協力が不可欠であることを考慮し、統合後の警察署管内の更なる治安向上方策として、下記の措置を講じていきます。

### (ア) パトロール活動を中心とした街頭活動の強化

統合する警察署のパトカーを増車するとともに、警察署の統合により捻出された警察官をパトカー乗務員として配置するなどして、制服警察官によるパトロール活動を中心とした街頭活動を強化します。

加えて、地域住民の安心感の醸成及び地域に一層密着した活動を展開するため、徒歩などによるパトロールやパトロール中の声かけについても励行していきます。

### (イ) 警部交番の設置と警察署施設の活用

統合後の警察署跡施設には、同所を所管する交番を同施設に移転の上、警部の責任者を配置した大型の警部交番を設置します。また、警察署のパトカーの活動の拠点とするとともに、自動車警ら隊の活動拠点としても活用していきます。

なお、移転した交番の跡施設については、警察官連絡所として活用します。

## オ 地域住民の利便性への配慮

本年3月に公表した警察署の機能強化計画案に対する意

見・要望を踏まえ、地域住民の利便性に配慮した下記の措置を講じていきます。

**(ア) 警察安全相談などへのきめ細かな対応**

統合後は、警察安全相談に対応する係員の配置や交番相談員の配置及び移動交番の有効活用などにより、きめ細かに地域住民の意見や要望を汲み上げられることができる体制を構築していきます。

その他、地域の公民館などを利用した防犯指導や情報発信活動を積極的に推進していきます。

**(イ) 各種許認可事務などの取扱い**

統合される警察署において行っていた各種許認可事務・証明事務については、「一人でも多くの警察官を現場に配置する」という警察署の再編効果の観点から、基本的には統合した警察署で一括して取り扱うこととしますが、地域住民の利用が最も多い、運転免許証の記載事項変更事務（住所変更）については、新設する警部交番において継続して取り扱うこととします。

なお、現在、黒木警察署において取り扱っている遠隔地運転免許更新事務については、黒木警部交番において継続して実施します。

**(2) 業務過重警察署の分割**

都市圏への犯罪の集中化などから、現状の警察署間の業務負担格差には著しいものがあり、業務が過重となっている警察署が見受けられます。また、警察署が複数の比較的大きな自治体を管轄している場合、警察署と自治体などとのきめ細かな連携が不十分となるおそれがあります。

加えて、大規模な警察署は、業務管理・人事管理の適正化の観点からも検討する必要があります。

さらに、業務過重警察署の庁舎にあっては、設置当時の犯罪情勢などに対応した規模で建築されていることから、その後の事件・事故の増加に伴う署員の増員により庁舎が狭隘化しており、犯罪などに的確に対応する所要の人員を収容するなどの十分な執務スペースを確保できないといった物理的な問題をも含んでいます。

したがって、管内人口や事件・事故の発生件数が極めて多

く、同時に複数の比較的大きな自治体を管轄する業務過重警察署については、業務負担の是正、捜査体制などの一層の充実・強化、自治体などとの更なる連携強化及び業務管理・人事管理の適正化などを図る必要性から、その警察署の管轄区域を分割し、新たに警察署を設けることとします。

#### ア 分割対象警察署の選定要件

分割対象警察署を選定するに当たっては、下記要件を複数以上充足する警察署を対象警察署とします。

- 主要警察事象が極めて多いこと
- 管内人口が30万人を超え、将来も人口の増加が予想されること
- 複数の行政区域を管轄していること
- 庁舎の狭隘が著しいこと
- 新設予定警察署の管内人口が概ね10万人を超え、将来も発展が予想されること
- 新設予定警察署の署員数が概ね120人以上必要であること
- 前記事項を複数以上充足する警察署のうち、管轄区域の見直しでは対応できないこと

#### イ 具体的な分割計画

現状においては、

- ① 筑紫野警察署
- ② 早良警察署

が対象警察署となり、両署の早期分割に向け取り組んでいく必要があります。しかし、県の厳しい財政事情などを考慮すると両署を同時期に分割することは困難です。

したがって、より業務が過重であり、4市1町（全国で唯一）を管轄する筑紫野警察署の分割を先行して実施します。

#### (ア) 筑紫野警察署

筑紫野警察署の管轄区域を分割し、新たな警察署を新設します。

##### a 管轄区域（資料1・2参照）

住民の生活圏や警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮し、下記のとおりとします。

- 現筑紫野警察署の管轄区域

筑紫野市及び太宰府市

○ **新設警察署の管轄区域**

春日市、大野城市及び那珂川町

b **新設警察署の位置**

春日市、大野城市及び那珂川町の適地

(イ) **早良警察署**

早良警察署について、住民の生活圏や警察活動上の機能性・効率性など諸般の事情を考慮した上で、管轄区域を分割した新たな警察署の設置などを検討していきます。

---

■ **3 再編整備の実施時期**

(1) **管轄区域の見直し及び小規模警察署の統合**

管轄区域の見直しと小規模警察署の統合は重複する対象警察署が多く、同時期の実施が望ましいと考えております。

小規模警察署の脆弱性・非効率性の解消は、喫緊の課題であり、早急の実施する必要があることから、平成22年4月を目途に実施します。

(2) **業務過重警察署の分割**

業務過重警察署については、重要犯罪をはじめ、各種事件・事故の多発により、地域住民が大きな不安感を抱いている現状にあることから、この状況を回復し、県下全体の治安水準を向上させるため、その地域の警察力を早急に強化する必要性が非常に高いものと考えています。

したがって、県の財政的な事情などを勘案しつつ、可及的速やかに実施することとします。

# 資料 1

～ 警察署の再編整備後の管轄区域など ～

## 統合警察署

### 【黒木警察署と八女警察署】

名称	八女警察署
庁舎の位置	現行の八女警察署
管轄区域	八女市、黒木町、立花町、広川町、矢部村及び星野村

### 【瀬高警察署と柳川警察署】

名称	柳川警察署
庁舎の位置	現行の柳川警察署
管轄区域	柳川市及びみやま市

### 【大川警察署と筑後警察署】

名称	筑後警察署
庁舎の位置	現行の筑後警察署
管轄区域	筑後市、大川市及び大木町

### 【城島警察署と久留米警察署】

名称	久留米警察署
庁舎の位置	現行の久留米警察署
管轄区域	久留米市（旧浮羽郡田主丸町を除く。）

### 【添田警察署と田川警察署】

名称	田川警察署
庁舎の位置	現行の田川警察署
管轄区域	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町

### 【宮若警察署と直方警察署】

名称	直方警察署
庁舎の位置	現行の直方警察署
管轄区域	直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町

## 管轄区域の見直し警察署

### 【大牟田警察署】

名称	大牟田警察署
管轄区域	大牟田市

### 【小郡警察署】

名称	小郡警察署
管轄区域	小郡市及び大刀洗町

### 【上嘉穂警察署】

名称	嘉麻警察署
管轄区域	嘉麻市

### 【飯塚警察署】

名称	飯塚警察署
管轄区域	飯塚市及び桂川町

## 業務過重警察署の分割

### 【現筑紫野警察署】

名称	筑紫野警察署
管轄区域	筑紫野市及び太宰府市

### 【新設警察署】

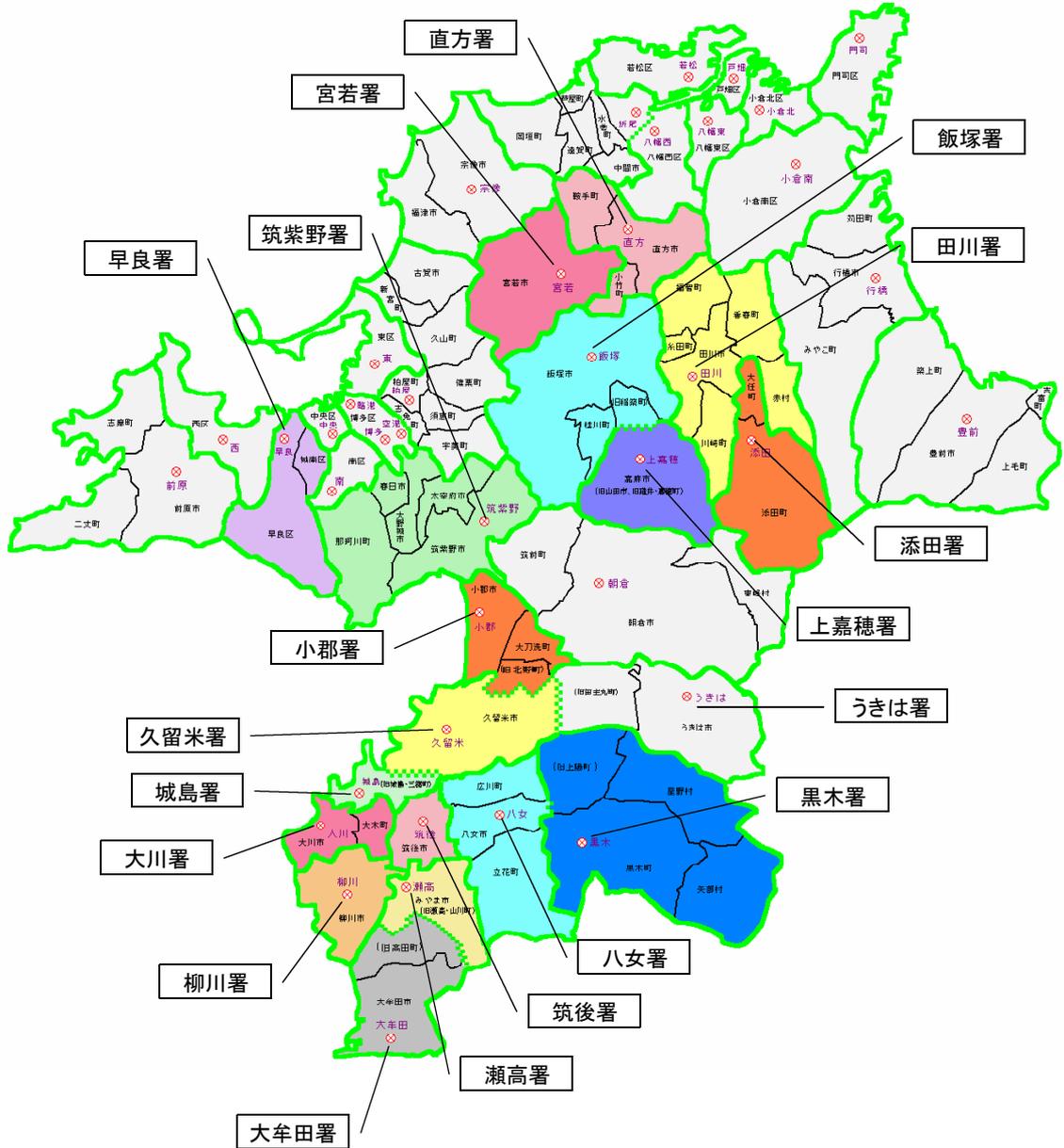
名称	未定
管轄区域	春日市、大野城市及び那珂川町



# 資料 2

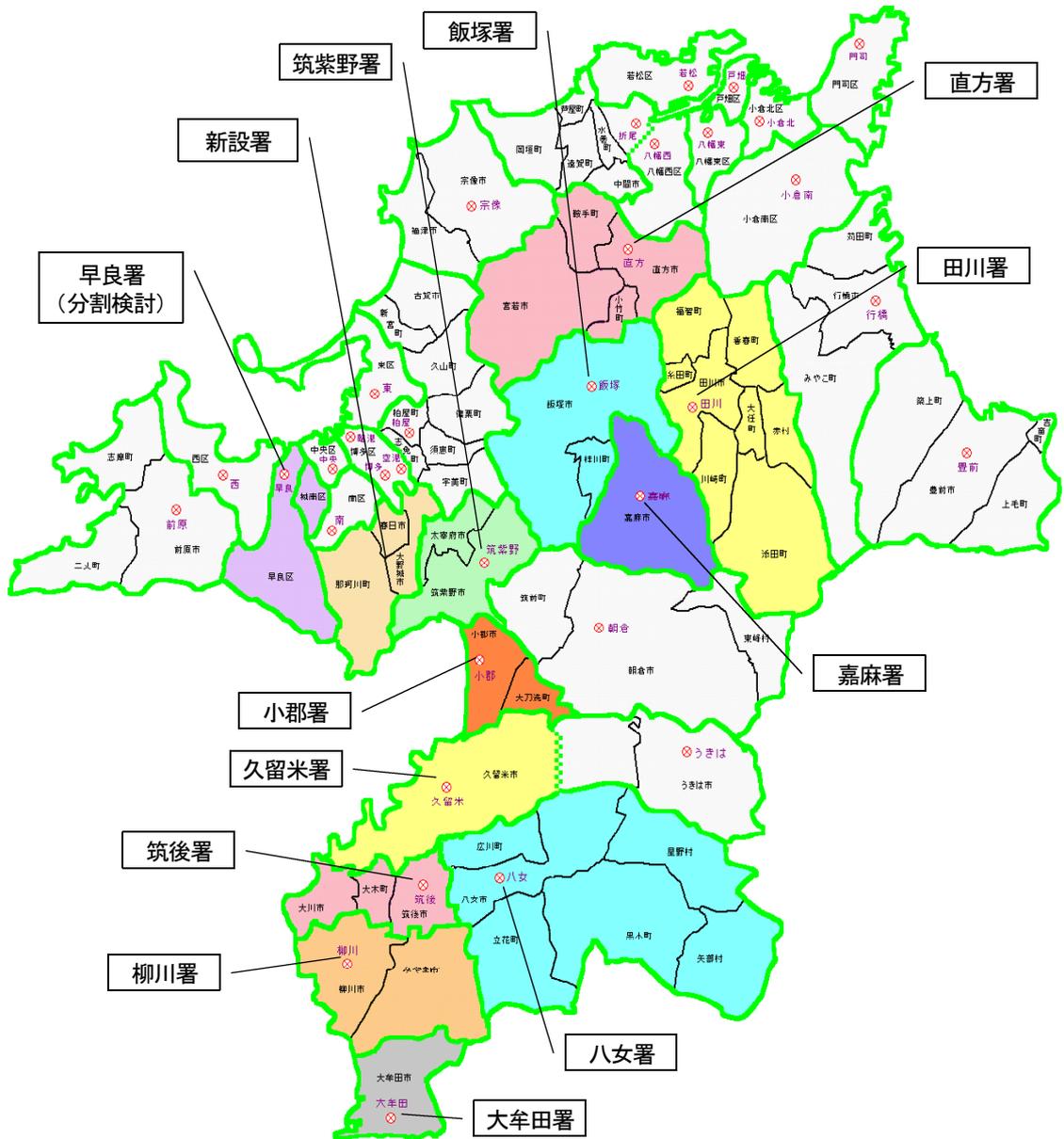
～ 管轄区域図 ～

# 現行の警察署の管轄区域



凡例	
	: 管轄区域
	: 管轄区域と行政区域とのかい離
	: 警察署

# 再編整備後の警察署の管轄区域



凡例	
	: 管轄区域
	: 管轄区域と行政区域とのかい離
	: 警察署